の事業に関する規則（以下「第一種埋設規則」という。）第二条第二項第三号の原子力規制委員会の定める線量、濃度（核燃料物質使用規則第二条の五第二十八号イについては、管理区域内の人が常時立ち入る場所の空気中に係るものに限る。）又は密度は、次のとおりとする。

一　線量については、三月間につき一・三ミリシーベルト

二　濃度については、三月間についての平均濃度が第六条第一号から第四号までに規定する濃度の十分の一

三　密度については、第四条に規定する表面密度限度の十分の一

2　前項の場合において、同一の場所に外部放射線と空気中の放射性物質とがあるときは、外部放射線に係る三月間の線量又は空気中の放射性物質の三月間についての平均濃度のそれぞれの同項第一号の線量又は同項第二号の濃度に対する割合の和が一となるようなその線量又は濃度をもって、それぞれ同項第一号の線量又は同項第二号の濃度に代えるものとする。

（周辺監視区域外の線量限度）

第二条　製錬規則第一条第二項第三号、試験炉規則第一条の二第二項第六号、核燃料物質使用規則第一条第二項第三号及び第二条の五第五号イ、加工規則第一条第二項第三号、加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則（以下「加工設工規則」という。）第八条第一項、加工施設の性能に係る技術基準に関する規則（以下「加工性能基準規則」という。）第十三条第一項、核原料物質使用規則第一条第三号、再処理規則第一条第二項第四号、再処理施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則（以下「再処理設工規則」という。）第八条第一項、再処理施設の性能に係る技術基準に関する規則（以下「再処理性能基準規則」という。）第十四条第一項、実用炉規則第二条第二項第六号、実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（以下「実用炉技術基準規則」という。）第四十二条第一項、第二種埋設規則第一条の二第二項第九号、廃棄物管理規則第一条第二項第四号、特定廃棄物埋設施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則（以下「特定廃棄物埋設等設工規則」という。）第七条第一項、特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の性能に係る技術基準に関する規則（以下「特定廃棄物埋設等性能基準規則」という。）第十二条第一項、貯蔵規則第一条第二項第三号、使用済燃料貯蔵施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則（以下「貯蔵設工規則」という。）第九条第一項、使用済燃料貯蔵施設の性能に係る技術基準に関する規則（以下「貯蔵性能基準規則」という。）第十四条第一項、研開炉規則第二条第二項第六号、研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（以下「研開炉技術基準規則」という。）第四十一条第一項、受託貯蔵規則第一条第三号並びに第一種埋設規則第二条第二項第四号の原子力規制委員会の定める線量限度は、次のとおりとする。

一　実効線量については、一年間（四月一日を始期とする一年間をいう。以下同じ。）につき一ミリシーベルト

二　皮膚の等価線量については、一年間につき五十ミリシーベルト

三　眼の水晶体の等価線量については、一年間につき十五ミリシーベルト

2　前項第一号の規定にかかわらず、原子力規制委員会が認めた場合は、実効線量について一年間につき五ミリシーベルトとすることができる。

（線量当量率等の記録）

第三条　製錬規則第六条第一項の表第二号ロ、試験炉規則第六条第一項の表第四号イ、核燃料物質使用規則第二条の十一第一項の表第二号イ及びハ、核原料物質使用規則第三条第一項の表第二号ロ、再処理規則第八条第一項の表第二号イ、実用炉規則第六十七条第一項の表第五号イ、廃棄物管理規則第二十六条第一項の表第二号イ、貯蔵規則第二十七条第一項の表第三号イ、研開炉規則第六十二条第一項の表第五号イ並びに第一種埋設規則第四十四条第一項の表第三号ハ、研開炉規則第六十二条第一項の表第四号ハ、加工規則第七条第一項の表第二号ロ、再処理規則第八条第一項の表第二号ロ及びハ、廃棄物管理規則第二十六条第一項の表第五号ハ、第二種埋設規則第十三条第一項の表第二号ニ、実用炉規則第六十七条第一項の表第五号ハ、第二種埋設規則第十三条第一項の表第二号ロ及びハ、廃棄物管理規則第二十六条第一項の表第二号ハ、貯蔵規則第二十七条第一項の表第三号ハ、研開炉規則第六十二条第一項の表第五号ハ並びに第一種埋設規則第四十四条第一項の表第三号ハ、研開炉規則第六十二条第一項の表第四号ハ、加工規則第七条第一項の表第二号ロ、再処理規則第八条第一項の表第二号ロ及びハ、廃棄物管理規則第二十六条第一項の表第二号ハ、貯蔵規則第二十七条第一項の表第三号ハ、研開炉規則第六十二条第一項の表第五号ハ並びに第一種埋設規則第四十四条第一項の表第三号ハ及びニの線量当量は、第十条第一項又は第六項の規定により算定されたものについて記録するものとする。

2　製錬規則第六条第一項の表第二号ハ、試験炉規則第六条第一項の表第四号ニ及びヘ、核燃料物質使用規則第二条の十一第一項の表第二号ニ及びヘ、加工規則第七条第一項の表第二号ハ及びホ、核原料物質使用規則第三条第一項の表第二号ハ、再処理規則第八条第一項の表第二号ヘ及びチ、実用炉規則第六十七条第一項の表第五号ニ及びヘ、第二種埋設規則第十三条第一項の表第二号ニ及びヘ、廃棄物管理規則第二十六条第一項の表第二号ニ及びヘ、貯蔵規則第二十七条第一項の表第三号ニ及びヘ、研開炉規則第六十二条第一項の表第五号ニ及びヘ並びに第一種埋設規則第四十四条第一項の表第三号ホ及びトの放射線業務従事者の線量は、次について記録するものとする。

一　一年間の線量及び緊急作業に従事した期間の線量については、実効線量並びに皮膚及び眼の水晶体の等価線量

二　三月間の線量については、実効線量

三　一月間の線量については、人体内部に摂取した放射性物質からの放射線に被ばくすること（以下「内部被ばく」という。）による実効線量及び腹部表面の等価線量

3　製錬規則第六条第一項の表第二号ニ及びホ、試験炉規則第六条第一項の表第四号ホ及びト、核燃料物質使用規則第二条の十一第一項の表第二号ホ及びト、加工規則第七条第一項の表第二号ニ及びホ、再処理規則第八条第一項の表第二号ト及びヘ、核原料物質使用規則第三条第一項の表第二号ニ及びホ、再処理規則第六十七条第一項の表第五号ホ及びト、第二種埋設規則第十三条第一項の表第二号ホ及びト、廃棄物管理規則第二十六条第一項の表第二号ホ及びト、貯蔵規則第二十七条第一項の表第三号ホ及びト、研開炉規則第六十二条第一項の表第五号ホ及びト並びに第一種埋設規則第四十四条第一項の表第三号ヘ及びチの原子力規制委員会が定める五年間は、平成十三年四月一日以後五年ごとに区分した各期間とする。

4　前項に規定する五年間の線量は、一年間ごとに算定された実効線量の合計線量について記録するものとする。

（表面密度限度）

第四条　試験炉規則第七条第一号ハ、核燃料物質使用規則第三条第四号ハ、加工規則第七条の二の九第一号ハ、核原料物質使用規則第二条第三号ハ、再処理規則第九条第一号ハ、実用炉規則第七十八条第一号ハ、第二種埋設規則第十四条第一号ハ、廃棄物管理規則第二十七条第一号ハ、貯蔵規則第二十九条第一号ハ、研開炉規則第七十三条第一号ハ、受託貯蔵規則第二条第六号ハ及び第一種埋設規則第五十三条第一号ハの原子力規制委員会の定める表面密度限度は、次表のとおりとする。

放射性物質の区分	表面密度限度
アルファ線を放出する放射性物質	四ベクレル毎平方センチメートル
アルファ線を放出しない放射性物質	四十ベクレル毎平方センチメートル

（放射線業務従事者の線量限度）

第五条　製錬規則第七条の七第四号、試験炉規則第八条第一項第一号、核燃料物質使用規則第三条第六号イ、加工規則第七条の三第一項第一号、核原料物質使用規則第二条第五号イ及び第十一号の二ハ、再処理規則第十条第一項第一号、実用炉規則第七十九条第一項第一号、第二種埋設規則第十五条第一項第一号、廃棄物管理規則第二十八条第一項第一号、貯蔵規則第三十条第一項第一号、研開炉規則第七十四条第一項第一号、受託貯蔵規則第二条第八号イ並びに第一種埋設規則第五十四条第一項第一号の原子力規制委員会の定める線量限度は、実効線量について次のとおりとする。ただし、核原料物質使用規則第二条第十一号の二ハに掲げる線量限度については、第四号の規定は適用しない。

一　第三条第三項に規定する五年間につき百ミリシーベルト

二　一年間につき五十ミリシーベルト